

○意見募集案件一覧

No	定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
1	電波法施行規則等の一部を改正する省令案	電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）
2	昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案	無線設備規則第四十八条第三項
3	昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（郵政大臣の行う型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則第十一条の五第二号
4	平成二年郵政省告示第二百八十一号（船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程の認定基準のための訓練要領を定める件）の一部を改正する告示案	無線従事者規則第六十一条第五号
5	平成三年郵政省告示第四十六号（航空局、航空地球局及び航空機地球局の聴守電波の周波数を定める件）の一部を改正する告示案	無線局運用規則第四百六十六条第一項、第二項及び第五項
6	平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則第二十八条の五第四項
7	平成四年郵政省告示第六十九号（義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則第二十八条の三
8	平成四年郵政省告示第七十三号（電波法第三十五条第三号の措置をとることとした義務船舶局等に備え付けなければならない計器及び予備品を定める件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則第二十八条の五第七項
9	平成四年郵政省告示第九十一号（電波法施行規則第二十八条第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則第二十八条の五第三項
10	平成四年郵政省告示第七号（インマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を同時に使用できる無線設備に相当するインマルサット船舶地球局の無線設備）を廃止する告示案	電波法施行規則第二十八条第九項
11	平成五年郵政省告示第三百二号（常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件）の一部を改正する告示案	無線局運用規則第四十二条第二号及び第四十三条の二第二項

12	平成五年郵政省告示第五百五十三号（養成課程の実施要領を定める件）の一部を改正する告示案	無線従事者規則第二十一条第一項第六号
13	平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を改正する告示案	無線機器型式検定規則第四条第一項ただし書
14	平成十六年総務省告示第二百八十七号（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作を定める件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則第三十四条の二第四号
15	平成十七年総務省告示第千二百二十八号（宇宙無線通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案	無線設備規則別表第三号の 42
16	平成十八年総務省告示第六百号（小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第一項及び第二項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器を定める件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則第二十八条第十項
17	平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則第三十四条の六第一号
18	平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案	登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三（2）
19	平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三（2）の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案	登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三（2）
20	平成二十四年総務省告示第四百七十一号（周波数割当計画）の一部を変更する告示案	電波法第二十六条第一項
21	平成三十年総務省告示第三百五十五号（再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件）の一部を改正する告示案	無線局免許手続規則第十八条第二項
22	平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示案	無線局免許手続規則別表第二号第 1 から第 5 まで、別表第二号の二第 1 から第 8 まで、別表第二号の三第 1 及び第 2、別表第二号の四並びに別表第三号の五
23	無線局運用規則第四百十三条第二項第一号の規定に基づき、航空機地球局の運用義務時間がその航空機の航行中常時となる区域を定める告示案	無線局運用規則第四百十三条第二項第一号

24	無線設備規則第十四条第三項等の規定に基づき、船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める告示案	本件による改正後の無線設備規則第十四条第三項、第四十条の四第二項第四号、第三項第四号第四項第三号、第五項第四号及び第六項並びに別表第一号注 33
25	無線設備規則第四十五条の二十二第三号の規定に基づき、航空機地球局の無線設備の技術的条件を定める告示案	本件による改正後の無線設備規則第四十五条の二十二第五号
26	無線設備規則第三十八条第四項の規定に基づき、一、六二一・三五 MHz から一、六二六・五 MHz までの周波数の電波を使用する船舶地球局等に使用する空中線の設置位置の条件を定める告示案	本件による改正後の無線設備規則第三十八条第四項
27	無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、船舶地球局等の無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める告示案	本件による改正後の無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号
28	電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案	電波法第 7 条